



原 審 平成 26 年 (ワ) 第 2146 号、第 5824 号 原発メーカー損害賠償請求事件
控 訴 人 唯 野 久 子 外
被控訴人 GE ジャパン株式会社 外 2 名

証 拠 説 明 書 (5)

2016 年 9 月 15 日

東京高等裁判所 民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 島 昭 宏 外



甲 号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
56	『環境法〔第3版〕』(弘文堂) (抜粋)	写 2015.3.15	北村喜宣	環境権の内容、人格権と環境権の差止請求のタイミングの違いについて。
57	「福島第一原発事故が損害賠償法に投げかけた課題—各章の解題をかねて」(日本評論社『福島原発事故賠償の研究』) (抜粋)	写 2015.5.25	淡路剛久 ほか	本件原発事故の被害の特徴、本件原発事故を契機に「平穏生活権」や「包括的生活利益としての平穏生活権」などの権利が必要であること。
58 の 1	「福島原発事故被害の賠償」 (『環境と正義』2015年10月号)	写 2015.1	吉村良一	本件原発事故被害の特徴、「平穏生活権」や「基本的生活権」などの権利が必要であること。

58 の 2	「福島原発事故被害の賠償」（『環境と正義』2016年1/2月号）	写	2016.1	吉村良一	本件原発事故に起因する被害者の権利侵害と憲法上の人権規定との関係。
59	「『包括的生活利益』の侵害と損害」（日本評論社『福島原発事故賠償の研究』）（抜粋）	写	2015.5.25	淡路剛久 ほか	本件原発事故により侵害された権利法益をとらえるには「包括的生活利益」が侵害されているととらえることが必要であることなど。
60	「避難指示区域の状況等について」	写	2016.1.28	内閣府原子力被災者生活支援チーム	2015年9月5日時点での福島県全体の避難者数が約10万人で、そのうち自主避難者は約3万人であるなどの事実。
61 の 1	『ルポ 母子避難－消されてゆく原発事故被害者』（岩波新書）（抜粋）	写	2016.2.26	吉田千亜	原子力被害についての合理的な理由に基づいて避難した人々が国からも東京電力からも支援を受けることができず、不当かつ苛烈な状況に追い込まれていることなどの事実。
61 の 2					
61 の 3					2012年、福島県にはまだ自主避難を検討し、希望する人たちがいたにもかかわらず、国と福島県は不意打ち的に支援の打ち切りを発表し、自主避難という選択肢を奪ったなどの事実。
62	「福島の復興再生と福島原発事故被害者の援護のための特別立法制定に関する意見書」	写	2012.2.16	日本弁護士連合会	日弁連が、自主避難に関し、被害者の自己決定権を尊重し、どのような決定を下した者に対しても、その状況に応じて十分な支援を行うべきこと等を内容とする意見書を発表したなどの事実。

63	「東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案」	写	2012.3.28	谷岡郁子 (民主党) ほか	与党案として、避難の権利を認め、そのための施策を実施するための法律案が衆議院に提出されたなどの事実。
64	東京新聞 「原発被災者支援法案きょうにも成立」	写	2012.6.20	東京新聞	避難の権利を認め、そのための施策を実施するための「子ども・被災者支援法」が成立したなどの事実。
65	意見書 「原子力の安全性と原発メーカーの責任」	原	2016.9.12	後藤政志	被控訴人らが、シビアアクシデントが発生する危険性を十分に認識しながら本件原発の数々の欠陥を放置していたこと、原発メーカーが原子力業界や国策の中で、自ら安全を追求する姿勢が欠けていたことなど。
66	第14次国民生活審議会 消費者政策部会報告(抜粋)	写	1994.12.11	消費者庁	PL法が製造者に対し行為規範性を有すること。
67	『逐条解説製造物責任法』(抜粋)	写	1994.12.27	経済企画 庁国民生活 局消費者行政 第一課	PL法の行為規範性により製造者における安全性のチェック体制の整備推進されてきたこと。
68	『社会心理学キーワード』(抜粋)	写	2001.1.30	山岸俊男	傍観者効果の意義・内容。

69	意見書 「世界の原発史上初、『賠償措置額』超過のもとでの『被害者保護』」	原	2016.9.15	本間照光	①原判決が誤っていること、②原判決は原賠制度（原賠法など）が制定された経緯を不問にし、判断を誤っていること、③原賠法の「目的」は「被害者の保護」であって、「原子力事業の健全な発達」は従属であること、④原賠法における原子力事業者の責任の集中は、それ以外の事業者の免責ではないこと、⑤東電の経営は事実上破綻しており、本件原発事故に関し賠償能力を欠いていること、⑥本件では「真の責任者」への責任追及を認める判決が求められていることなど。
70	「原子力損害賠償制度の在り方に関する意見書」	写	2016.8.18	日本弁護士連合会	日弁連が、2016年8月18日に、原賠法の目的規定から「原子力事業の健全な発達に資すること」を削除すべきであること、原賠法4条3項を廃止すべきであることなどの意見を出した事実。
71	毎日新聞 「膨らむ処理費 12兆円 原発事故国民にツケ」	写	2016.2.21	毎日新聞	本件原発事故の事故処理費用は、総額約12兆円（被害者への損害賠償6.2兆円、除染・中間貯蔵3.7兆円、廃炉・汚染水2兆円）と算定されていること。
72	『原発のコストーエネルギー転換への視点』（岩波新書）（抜粋）	写	2011.12.20	大島堅一	原発に対する需要が低下する一方で、再生可能エネルギーの技術の向上、需要の増大等により、原発に依存しなくても電力を賄うことができることなど。

73	『原発を終わらせる』(岩波新書) (抜粋)	写	2011.7.20	石橋克彦	世界的に見ても、再生可能エネルギーの市場が拡大している事実など。
74	「市民がつくった電力会社 ドイツ シェーナウの草の根エネルギー革命」(大月書店) (抜粋)	写	2012.8.24	田口理穂	ドイツにおいて、脱原発及び再生可能エネルギーの発展が進んでいる状況など。
75	「廃炉時代が始まった」(リーダーズノート(株)) (抜粋)	写	2011.9.10	館野淳	原発技術は本質的な危険性を有しており、それが解決困難である事実など。
76	「責任集中覚書」(成蹊大学法学会) (抜粋)	写	1998.1.30	谷川久	アメリカ国内で責任集中制度が導入されるに至った経緯、我が国においてアメリカからの要請により責任集中制度を導入した事実など。
77	「未来社会と法『原子力』」(筑摩書房、現代法学全集54) (抜粋)	写	1976.4.30	下山俊次	アメリカ国内で責任集中制度が導入されるに至った経緯、我が国においてアメリカからの要請により責任集中制度を導入した事実など。
78	「原子力損害の補完的な補償に関する条約の説明書」	写	2013.10.1 ころ	外務省	CSC 条約附属書 3 条 (9) の「本文」である「原子力損害の賠償又は補償を受ける権利は、責任を負う事業者に対してのみ行使することができる。」には、重大な但し書き「ただし、事業者以外の者の財源からの資金を利用することにより賠償又は補償を確保するため、国内法令の規定に従って利用可能とされる資金の提供者に対して請求する直接の権利が国内法令により

					認められる場合は、この限りでない。(第三条9)」が付されていること。
79	「意見書」	原	2016.9.8	山田希	債権者代位権における保全の必要性として債務者の無資力は不要であり債権者代位権の行使を正当化すれば足りると解すべきこと、東京電力には債権者代位権の行使を正当化する事情があること、仮に資力に関する要件が必要であっても「債権の満足を得られなくなる危険」が存すれば無資力と認められること、東京電力は無資力であることなどの事実。
80	「契約の第三者効(下)債権者代位権を素材として」	写	2004.2.15	山田希	被保全債権と被代位債権に密接な関連性があれば無資力要件は不要であることと、その具体例等などの事実。
81	「原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績」	写	2016.9.2	東京電力	本件原発事故の損害賠償の請求書が直近の合計で 2,669,000 件に上っていることなどの事実。
82	「原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金の交付について」	写	2016.8.22	東京電力	東京電力が支援機構から受けている資金交付の直近の状況などの事実。
83	「特別事業計画の変更の認定について」	写	2016.3.31	東京電力	特別事業計画、本件原発事故の要賠償額が 7 兆 6585 億円に変更されたなどの事実。
84	「特別事業計画の変更の概要」	写	同上	同上	同上。

85	東京新聞 「こちら特報部」	写	2016.8.2	東京新聞	東京電力が賠償金や除染費用として政府に追加支援を求めたところ政府は慎重な姿勢であること、賠償額・除染費用に加え莫大な廃炉費用が必要となることなどの事実。
86	「原子力専門家のガンダーセン氏、福島第一原発の廃炉には100年の期間と5000億ドルの費用がかかる」	写	2016.9.9	ビジネス ニュース ライン	原子力専門家のガンダーセン氏が廃炉費用は約60兆円かかるとの見通しを公表したことなどの事実。

以上

